



## 参考資料

千葉県地方港湾審議会千葉港幹事部会

# 千葉港港湾計画の変更について (輕易な変更)

平成30年8月22日  
千葉県 県土整備部 港湾課

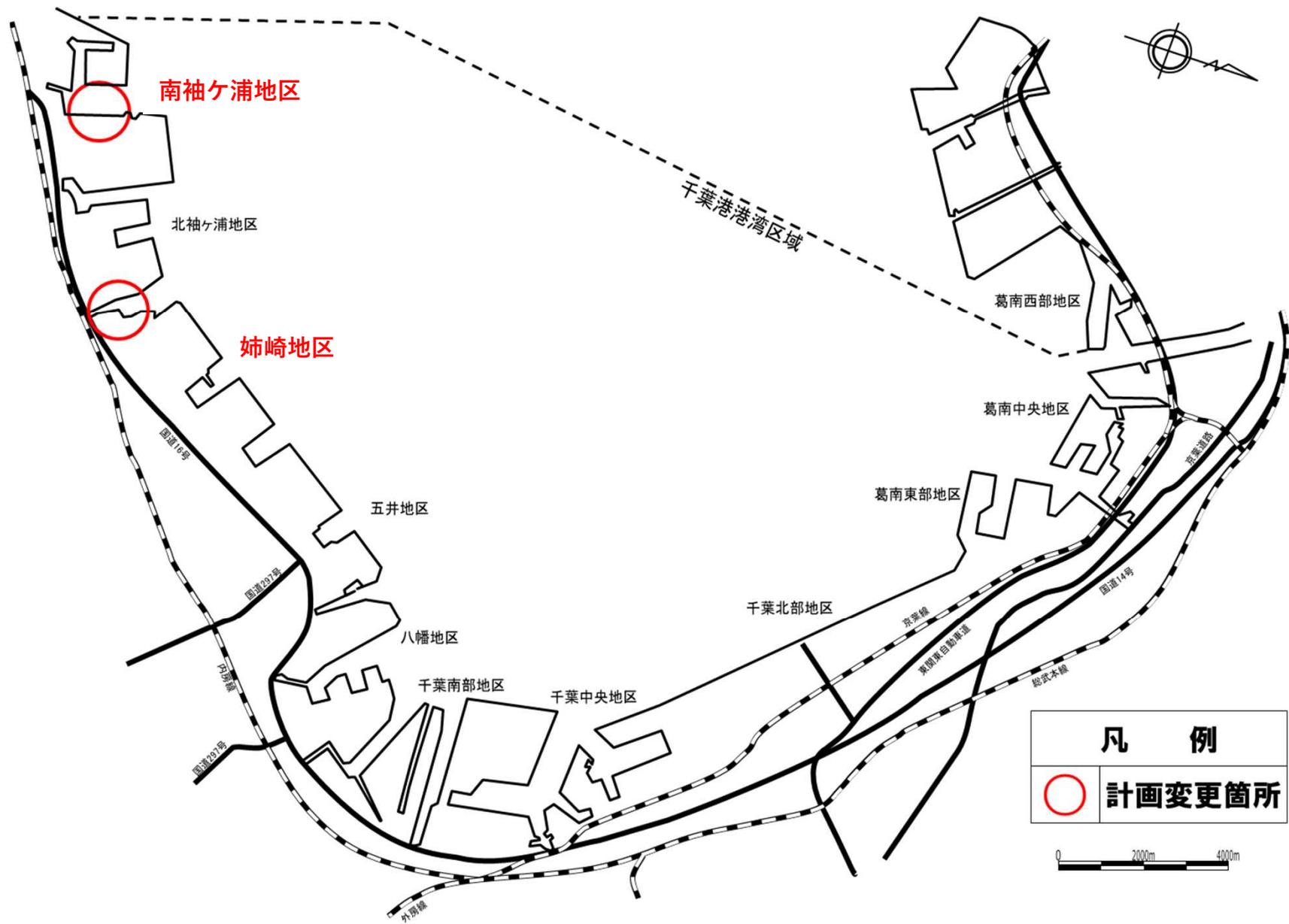
## 【姉崎地区】

- 危険物取扱施設の追加

## 【南袖ヶ浦地区】

- 危険物取扱施設の追加
- 専用埠頭の変更
- 水域施設の変更

# 変更位置図



- 姉崎地区において、立地企業の要請に対処するため、危険物取扱施設計画を追加する。
- 南袖ヶ浦地区において、立地企業の要請に対処するため、危険物取扱施設計画を追加し、専用埠頭計画及び水域施設計画を変更する。

# 変更内容の概要【姉崎地区】



- 現在、内航コンテナ船等により合成樹脂（樹脂に添加する材料）を取り扱っている。
- 千葉港背後に立地する石油化学メーカーからのニーズにより、今後、エタノールやエチレングリコール等の引火性液体を取り扱う予定である。

## （現況）



対象船舶	コンテナバージ 2,100DWT (船長80m、満載喫水2.5m)
------	--------------------------------------

## （今回計画）



対象船舶	コンテナバージ 2,100DWT (船長80m、満載喫水2.5m) 内航コンテナ船 1,800DWT (船長96m、満載喫水3.7m)
------	--

## 危険物取扱施設計画

以下の計画を追加する。

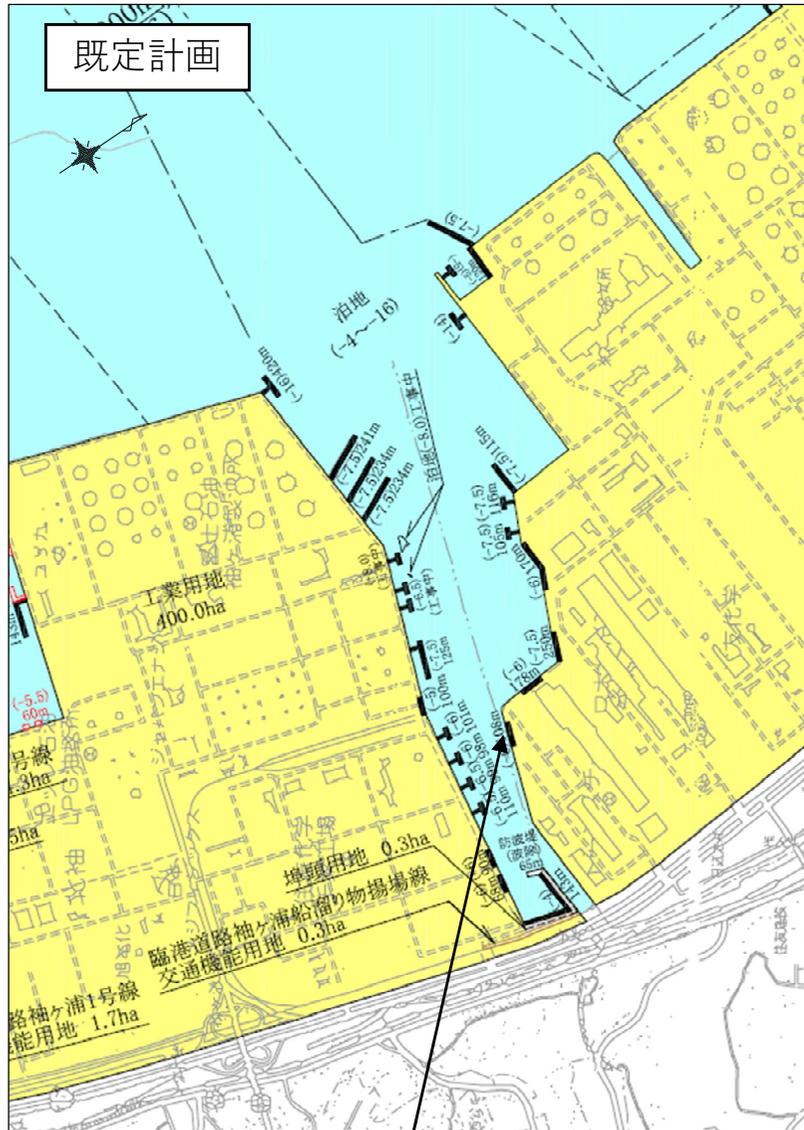
### ■ 危険物取扱施設計画【姉崎地区】

既設 [新規計画]

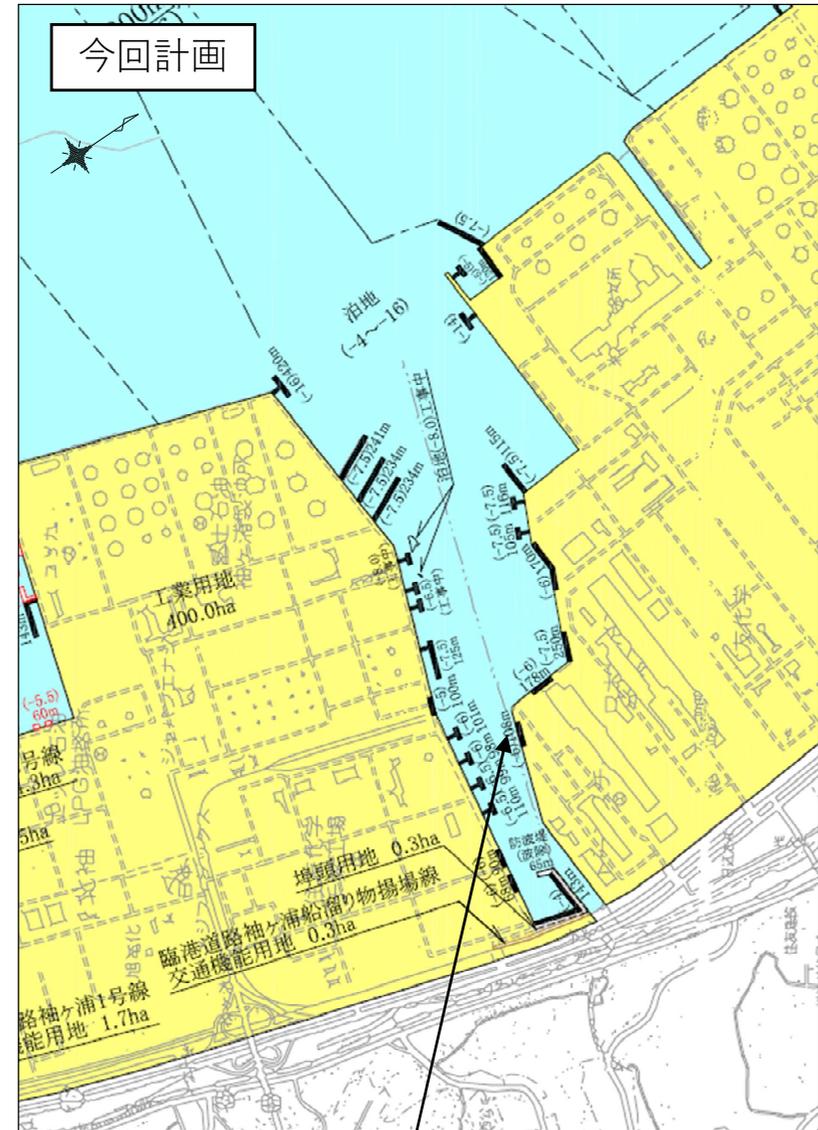
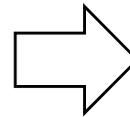
水深 6 m 岸壁 1 バース 延長 1 0 8 m (専用)



# 変更内容の概要【姉崎地区】



○専用埠頭計画  
(-6)1B 108m[既設]



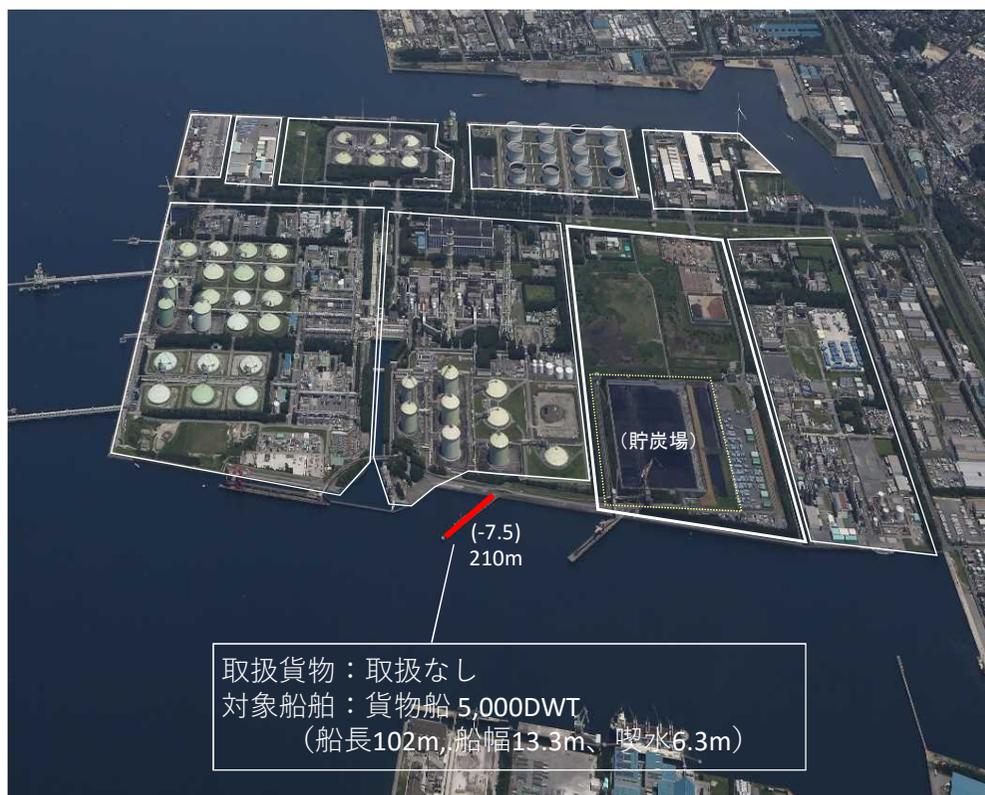
○危険物取扱施設計画  
(-6)1B 108m (専用) (既設) [新規計画]

# 変更内容の概要【南袖ヶ浦地区】

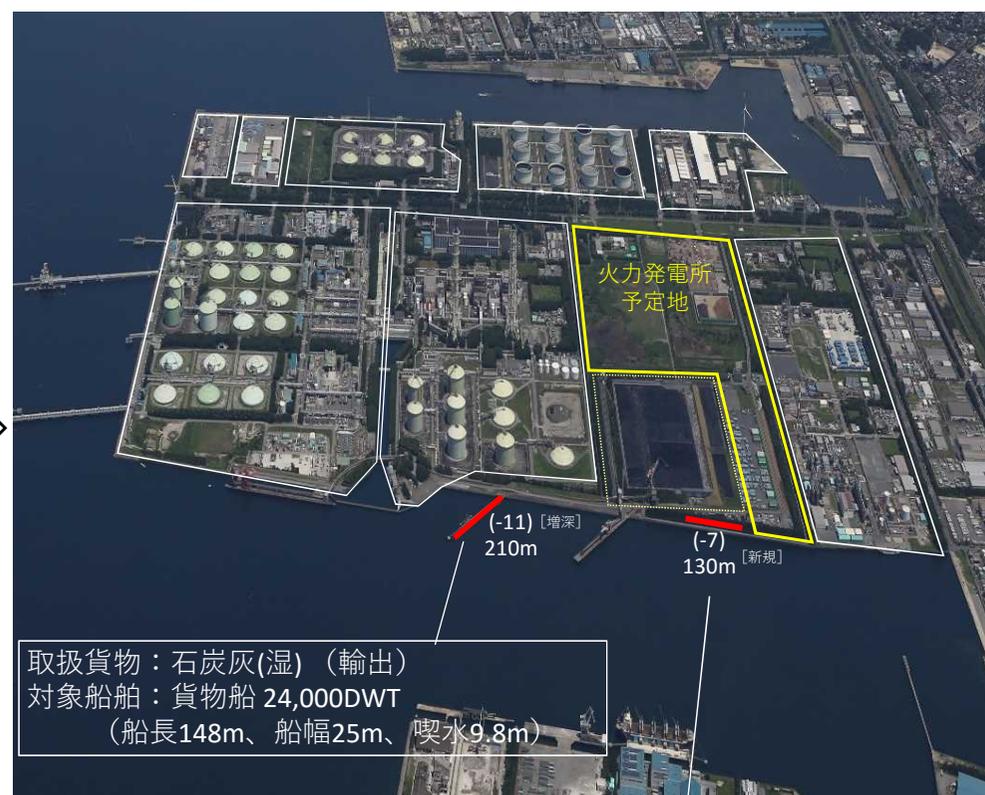


- 南袖ヶ浦地区において、火力発電所の新設を予定している。これに伴い、火力発電で排出される石炭灰の輸移出および排気ガスの窒素酸化物等を低減させるための添加物（石灰石、アンモニアの移入を予定している。
- そのため、既設栈橋の増深（7.5m→11m）、新規岸壁の整備が必要である。

(現況)



(今回計画)



取扱貨物：石炭灰(乾) (移出)  
アンモニア (移入)  
石灰石 (移入)  
対象船舶：貨物船 8,000DWT  
(船長115m、船幅17.4m、喫水6.3m)

## 専用埠頭計画

以下の計画を変更する。

### ■ 専用埠頭計画【南袖ヶ浦地区】

既設の変更計画

水深 1.1 m 岸壁 1 バース 延長 210 m (専用)

既設

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 210 m (専用)



施設近景 (栈橋)

## 危険物取扱施設計画

以下の計画を追加する。

### ■ 危険物取扱施設計画【南袖ヶ浦地区】

新規計画

水深 7 m 岸壁 1 バース 延長 1 3 0 m (専用)



現況写真 (岸壁)

## 水域施設計画

以下の計画を変更する。

### ■ 泊地【南袖ヶ浦地区】

既設の変更計画

水深 1 2 m

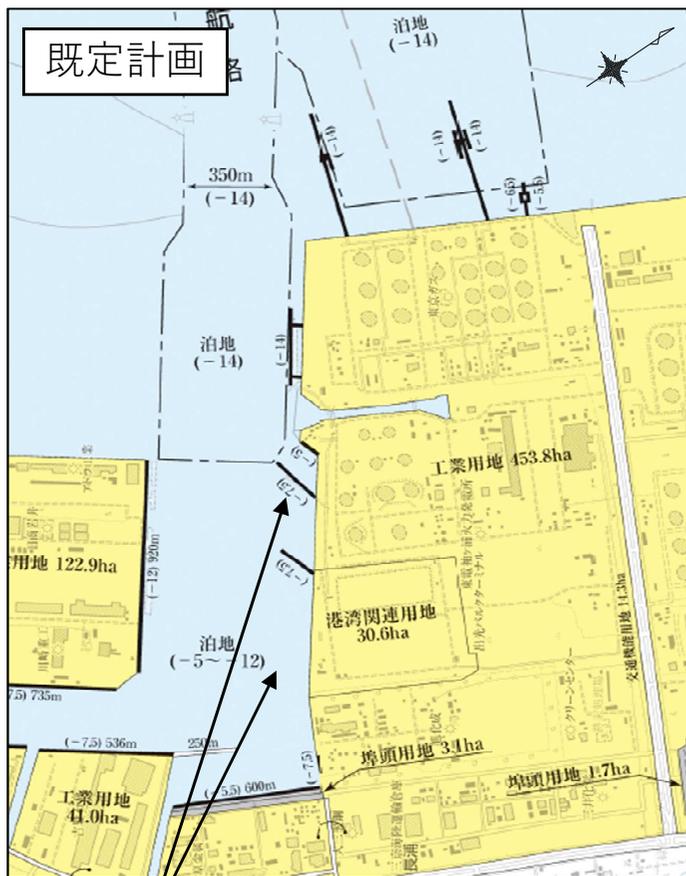
水深 1 1 m 面積 2 h a

水深 7 m 面積 1 h a

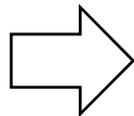
水深 5 . 5 ~ 7 . 5 m

[ 既設  
水深 5 ~ 1 2 m ]

# 変更内容の概要【南袖ヶ浦地区】



- 専用埠頭計画  
(-7.5) 1B 210m [既設]
- 水域施設計画  
泊地 (-5~-12) [既設]



- 専用埠頭計画  
(-11m) 1B 210m [既設の変更計画]
- 水域施設計画  
泊地 (-11m) 2.2ha [既設の変更計画]

- 危険物取扱施設計画  
(-7m) 1B 130m (専用) [新規計画]
- 水域施設計画  
泊地 (-7m) 0.9ha [既設の変更計画]

## 【大気質】

- 今回計画変更において、大気質への**負荷が著しく増大するものではない**。  
→今回計画変更に伴う大気質への影響は、**軽微**である。

## 【騒音】 【振動】

- 今回の計画変更において、**港湾関連交通量の増加は想定されない**。  
→今回計画変更に伴う騒音・振動による影響は**軽微**である。

## 【水質】 【底質】

- 今回の計画変更において、**海域への新たな負荷量の発生もなく、潮流の変化も想定されない**。  
→今回計画に伴う水質・底質に与える影響は**軽微**である。

## 【生物】 【生態系】

- 今回の計画変更において、**大気質、水質・底質への影響は軽微**であると予想される  
→今回計画に伴う生物・生態系に与える影響も**軽微**である。

## 総合評価

- 今回の計画変更に伴う周辺的环境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は**軽微**なものであると評価。
- 今回計画の実施にあたっては、環境保全について十分配慮するとともに、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行う。